

手話奉仕員養成講座 受講生募集

糟屋南部(宇美・志免・須恵)



手話奉仕員養成事業

手話奉仕員(ボランティア)や、手話通訳者になるための基礎技術や知識が学べます。
手話言語で楽しく会話してみませんか？

入門編：志免町会場(20講座+3講義)

- 開催日 令和5年9月15日(金)～令和6年3月15日(金)の毎週金曜日
- 時間 18時45分～20時15分(90分)
- 会場 シーメイト
(志免町大字志免451-1)

基礎編：宇美町会場(24講座+3講義)

- 開催日 令和6年4月5日(金)～令和6年10月18日(金)の毎週金曜日
- 時間 18時45分～20時15分(90分)
- 会場 し〜ず・うみ
(宇美町平和1-14-1)

対象者 下記①～③の条件をすべて満たしている人

- ① 須恵町在住・在勤・在学の人
- ② 15歳以上の人(中学生不可)
- ③ 全課程(入門編・基礎編)受講可能な人
* 託児はありません。

定員 21人(定員超えの場合は抽選)

受講料 無料 ※テキスト代3,300円が必要

申込先 福祉課窓口にて申込書を提出(郵送可)
* 申込書は、役場1階 福祉課5番窓口にあります。
須恵町ホームページからもダウンロードできます。

申込期限 令和5年7月21日(金)消印有効

☎ 須恵町役場 福祉課 障がい者福祉係
〒811-2193 糟屋郡須恵町須恵771番地
☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線126)
FAX 933-6626

主催 宇美町・志免町・須恵町
実施主体 [入門編]志免町社会福祉協議会・[基礎編]宇美町社会福祉協議会



65歳以上の人へ

介護保険料額決定通知書を送付します

市町村民税や世帯の状況などによって決定した令和5年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。皆さんから納付された保険料で運営される介護保険制度について、ご理解とご協力をお願いします。所得段階別の介護保険料は、広域連合のホームページをご参照ください。

* 災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。

また、納付書、口座振替などで納めている人は、8月から来年3月まで納めます。

なお、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

低所得者の介護保険料を軽減します

2019(令和元)年10月から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減策が実施されています。

消費税率引き上げにより、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を軽減するものです。

これまで、所得段階が第1段階の人に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し(第2～3段階)、軽減幅も拡大されています。

▶金額は、令和5年度の介護保険料額決定通知書をご覧ください。

コンビニ収納

介護保険料は、コンビニエンスストアでも納付することができますので、ぜひご活用ください。詳しくは納付書裏面の納付場所をご覧ください。

▶納付書の綴じ方について

コンビニエンスストアでも納付できるように、通知書と納付書は綴じていませんので、納付書を紛失しないようご注意ください。

ATM(自動預払機)による詐欺事件が発生しています!

福岡県内で介護保険料の還付金詐欺が発生しています。

1. 還付金は書面により通知しており、電話でお知らせすることはありません。
2. 還付金を含め、保険料に関して電話などで直接ATM操作をお願いすることはありません。



注意

次のような場合は、コンビニエンスストアでは納付できません

- 納付期限を過ぎたもの
- コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- 金額を手書きで訂正したもの

☎ 福祉課 高齢者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線125・128)

☎ 福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係)
☎ 981-9071



福岡県
介護保険広域連合
ホームページ